

以上

四月

〔歷世女装考三〕神代よりの髮の風一變したる事

神代の女の髮の風は、まへにもいへる如く、天照大御神の御髮も御髻を一ツ結て、うしろへたらし玉ふる狀、神代卷を證とすべし。此風後にもつたはりたる事は、人皇十五代神功皇后、三韓を征し玉ばんとて、筑紫の浦にて御勝利を神祇に祈玉ひ、驗あらば此髮分れて兩となれどて、御髮を解玉ひ、海に漂ぎ玉ひしかば、髮おのづから分て兩と爲しを、そのまゝ、髻となし玉ひて、假に男の貌となり玉ひし事、日本紀の神功皇后の卷に詳なり。是にても女の髮はひともとにゆひ、男は兩に縮結、神代の風の不變かばらざるぞしらるゝ、此男女の髮の風斯てあり、歴し事、天七地五の神代より、人皇三十九代天智天皇の御代まで不變しに、天武天皇の御代にいたりて一變せし事は、日本紀天武下卷に、白鳳十一年三月の詔曰、自今以後男女悉結髮とあり、本居大人が古事紀傳七卷に、天照大御神假に丈夫の御裝束を爲賜事の註に、右の文を引て曰、上代に結むすといひしは、本を一ツにあつめ舉て結て、其末は後へ垂したりけんを、彼詔に結よとあるは、頭上に結縮て髻となすをいふなるべしとあり、是日本にて女の髮を結ふ起原なり、さて右の御制ありてのち二年たちて、男女四十以上髮之結不結任意と在て、又二年たちて十五の詔に、婦女垂髮于脊猶如故とあり、おもふに此比及天變地妖うちつゞき、且又御惱の事などもありしゆる、神代よりの髮の風をあらため玉ひしを、かしこみ玉ひて再故に復玉ひけんかし、本居大人が玉か此後十九年たちて、文武天皇の御代、慶雲二年十二月の詔に、令天下婦女自神部齋宮宮人及老嫗皆髻髮とあれども、垂髮する人もまじれる御制なれば、紛れもして其世の習ひのまゝ、には改らざりけんかし、中昔の物語書にみえたるやう皆すべし、髻かこむにて、髮あげするは、唯大宮中中にてこと、ある時のわざなり、本居いとく